

2020年度 島根大学山陰法実務教育研究センター
地域社会や職場等における法実務スキルアップのための“特別教育プログラム”
受講生募集要項（9月入学）

第一線で働く社会人が必要とする法律の高度な専門的知識と実践的な技能とは何か…。これらをわかり易く解説しながら修得していただく特別教育プログラムを皆様にご提供いたします。

1. 対象者：現職の社会人

地域社会や職場等の中で法実務に従事または係わっておられる社会人の方で、ご自身の法律に関するスキルアップを目指す方を対象にしています（別紙履修資格表のとおり）。

2. 特別教育プログラムの特徴

履修証明書の交付

履修期間は基礎の学び直しの期間である前半半年間と応用実践的な学習期間である後半半年間の約1年間を基本としますが、お忙しい方のために、前半だけまたは後半だけ、さらには短期履修型の期間だけと、受講者の学習目的に合わせて履修できるキャリアアップのための教育プログラムです。同一コース内での短期履修型については複数パッケージを受講できます。

なお、修了時に履修時間が60時間以上の場合は、学校教育法に基づき履修証明書を授与いたします。履修時間には各授業単元の課題学習時間（2時間以上）を含むものとします。

また、受講者の学習目的や都合等により短期履修型の受講で履修時間が60時間未満である場合には、受講した授業の受講証明書を発行いたします。

3. 特別教育プログラムの内容

◎ 企業法実務コース

経済のグローバル化が進み、経済環境が一段と複雑化するに伴い、大企業のみならず中小企業の事業活動をめぐるトラブルも多発する傾向にあります。そして、その相手も、取引先・消費者・行政・住民など多岐にわたっていることから、今日、ビジネスパーソンには多くの法的知識の理解とそれに基づく実践的処理能力が求められています。

このコースでは、下記に示す授業内容を通して、中小企業の社員が担当する業務に関して必要な法知識と実践的な法運用能力を修得することを目的としています。

東商ビジネス実務法務検定試験1級ないしは2級レベルを想定します。

なお、内容について変更する場合があります。

(1) 前半半年間：社会人のための学び直し教育プログラム（20コマ）

このコースでの学び直しの基礎となる民法をはじめ、会社法と民事手続法について、これらの法分野に係るスキルアップをはかっていきます。

- ① 民法スキルアップ教育プログラム (12 コマ)
- ② 会社法スキルアップ教育プログラム(3 コマ)
- ③ 民事手続法スキルアップ教育プログラム (5 コマ)
- ④各授業単元課題学習 (注)

(前半半年分)

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	民法(1) 大改正された民法を学ぶ前に ～企業活動を支える民法とその概要～	島根大学名誉教授 【朝田 良作】	民法に限定した 短期履修 1,426円(税込) ×12コマ =17,112円
第2回	民法(2) 民法の通則① ～意思表示・法律行為の無効と取り消し～		
第3回	民法(3) 民法の通則② ～代理, 条件および期限・期間, 時効～		
第4回	民法(4) 物権の働きと種類, 物権的請求権		
第5回	民法(5) 物権変動のルール		
第6回	民法(6) 担保物権① ～留置権, 先取特権, 質権～		
第7回	民法(7) 担保物権② ～抵当権, 譲渡担保～		
第8回	民法(8) 債権法序説と契約の通則 ～債務不履行責任等～		
第9回	民法(9) 財産権移転型契約 ～贈与, 売買, 交換～		
第10回	民法(10) 財産権利用型契約 ～消費貸借, 使用貸借, 賃貸借～		
第11回	民法(11) 労務提供契約とその他の契約 ～雇用, 委任, 請負, 寄託, 組合, 和解など～		
第12回	民法(12) 法廷債権関係 ～事務管理, 不当利得, 不法行為～		
第13回	会社法(1)	なかがわ 法律事務所 弁護士 【中川 修一】	会社法に限定した 短期履修 1,426円(税込) ×3コマ =4,278円
第14回	会社法(2)		
第15回	会社法(3)		

第16回	民事手続法（1） 賃金の返済請求と売掛金の回収事案に即して	山陰法実務教育 研究センター 特任教授 【熱田 雅夫】	民事手続に限定 した短期履修 1,426円（税込） ×5コマ =7,130円
第17回	民事手続法（2）労働契約に関する事案に即して		
第18回	民事手続法（3） 交通事故の事案に即して（刑事手続きおよび免許 取消等の行政処分も含む）		
第19回	民事手続法（4） 給料の差押え等の手続きと家庭裁判所の手続き		
第20回	民事手続法（5）民事手続法のまとめ		

（2）後半半年間：企業法務に係る事例研究による実践的な学習（15コマ）

前半半年間の基礎的な学び直しを踏まえ、会社法務など企業法務に係る事例を取り上げ、実践的な学習を行います。

- ① 労働法実務演習（5コマ）
- ② 民事手続実務演習（5コマ）
- ③ 企業法特殊講義（5コマ）
- ④ 各授業単元課題学習（注）

（注）各授業単元課題学習とは、他のコースも同様、各回の授業ごとに事前に課題を出し、その課題につき予習をしていただく学習のことです。各回の授業の予習は2時間行っていただきます。もちろん、2時間以上行っていただいても結構です。

（後半半年）

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	労働・労務管理に関する法実務（1） 働き方改革における人事労務管理の重要ポイント	アリシア社会保険 労務士法人 社会保険労務士 【糸原 るい】	労働・労務管理 の法実務を対象 とする短期履修 1,426円（税込） ×5コマ =7,130円
第2回	労働・労務管理に関する法実務（2） 労働時間管理，有給管理簿…労基署調査はここを見る！		
第3回	労働・労務管理に関する法実務（3） 対応必須！同一労働同一賃金，パワハラ防止義務		
第4回	労働・労務管理に関する法実務（4） ウィズコロナに対応した社内制度，就業規則見直し		
第5回	労働・労務管理に関する法実務（5） 副業・兼業，テレワーク等の新しい働き方への対応		

第6回	企業法務において重要な民事手続法（1） 貸金請求における領収書	山陰法実務教育 研究センター 特任教授 【熱田 雅夫】	企業法務で重要な民事手続法を対象とする短期履修 1,426円（税込） ×5コマ =7,130円
第7回	企業法務において重要な民事手続法（2） 土地取引事例において80%をめざすとは		
第8回	企業法務において重要な民事手続法（3） 売買事例における証人尋問への対応		
第9回	企業法務において重要な民事手続法（4） 破産等民事手続と取引関係の影響		
第10回	企業法務において重要な民事手続法（5） 弁護士業務の紹介：法令（特に民事手続法）の説明を軸に		
第11回	企業法実務特講（1）	熱田・廣澤法律事務所 弁護士 【廣澤 努】 【労働局職員】	短期履修型と組み合わせ受講 1,426円（税込） ×5コマ =7,130円
第12回	企業法実務特講（2）		
第13回	企業法実務特講（3）		
第14回	企業法実務特講（4） 島根県における中小企業の実情と施策	島根県中小企業 団体中央会 課長 【井上 仁】	
第15回	企業法実務特講（5） 起業家精神（アントレプレナーシップ）と法/ ビジネスプランの実際	双湖事業化計画 合同会社 代表 【松本 協一】	

- 前半半年間 *民法（講義・課題学習）（100分+120分）×12回≒44時間
*会社法（講義・課題学習）（100分+120分）×3回≒11時間
*民事手続法（講義・課題学習）（100分+120分）×5回≒18.3時間
- 後半半年間 *労働・労務管理に関する法実務（演習・課題学習）
（100分+120分）×5回≒18.3時間
*企業法務において重要な民事手続法（演習・課題学習）
（100分+120分）×5回≒18.3時間
*企業法実務特講（演習・課題学習）
（100分+120分）×5回≒18.3時間

上記授業パッケージのうち、合計 60 時間以上受講するよう選択し受講すると、履修証明書が交付される。

4. 募集人員 12名程度

5. 履修期間及び授業時間帯

履修期間：2020年9月1日（火）から2021年8月31日（火）まで

授業時間帯：定期の授業は、原則、平日の18時45分から20時25分までの時間帯に行い、具体的な曜日等については受講生決定後お知らせします。また、土曜日・日曜日・祝日にも行う場合もありますが、特に集中講義形式の授業は、土曜日・日曜日・祝日に行います。

6. 受講料

受講料は、合計35回の授業を受講した場合の48,889円を基本としますが、短期履修型の受講料については、1授業単元の受講料を1,426円として履修された授業パッケージの合計授業単元数に乗じた額とします。

7. 受講会場

島根大学松江キャンパス法廷教室を会場とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症防止策をとるため、9月は動画共有サービスなどによるオンライン講義を行います。10月以降もウイルスの感染状況によっては、対面による講義を中止し、オンライン講義のみ行う可能性もあります。そのため、自宅等にインターネット環境（Wifi等）が必要となります。自宅等にインターネット環境のない方は別途ご相談ください。

また、受講生の状況及び遠隔地の受講者等に対しては動画共有サービスなどオンラインによる受講も可能です。

8. 申請手続

(1) 申請方法

志願者は、(3)の申請書類等を取りそろえて(4)に提出してください。

郵送する場合は、「簡易書留」郵便とし、封筒に「法実務スキルアップ特別教育プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

(2) 申請期間

2020年7月13日（月）から2020年8月28日（金）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（郵送の場合も8月28日（金）午後5時までに必着。）

(3) 申請書類等

提出書類等	摘 要
①志願書	本センター所定の用紙を使用し作成したもの

②履歴書	本センターの用紙を使用し、写真1枚を貼付したもの
③志望理由書	本センターの用紙を使用し、志望動機及び理由を記入してください。
④返信用封筒	履修者決定通知のため、申請者の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手84円分を貼った長形3号(12cm×23.5cm)のもの
⑤その他	その他センターが必要と認める書類

(4) 申請書類提出先

〒690-8504 松江市西川津町1060

島根大学法文学部事務部総務グループ

9. 選考方法

志願者の提出書類(志願書、履歴書、志望理由書及び卒業証明書)及びインタビュー(メール及び面接等による)をもとに、専門性又は実務経験から判断して選考します。

ただし、履修資格表の8又は9に該当する者については、書類選考の前に個別の履修資格審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

(個別の履修資格審査に関する問い合わせ期間: 2020年7月13日(月)~20日(月)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

10. 受講者決定の通知

本人に文書により通知します。

11. 履修証明書の交付

本コースで60時間以上履修し修了した者には、履修証明書を交付します。

(学校教育法第105条の規定に基づく証明書)

なお、60時間未満の履修者であっても希望される方には、受講した授業の受講証明書を発行します。

12. 問合せ先

【申請書類・プログラムに関する問い合わせ先】

島根大学法文学部事務部総務グループ

TEL (0852) 32-9835 Fax (0852) 32-6125

個人情報取り扱い

提出された書類の氏名、住所等の個人情報については、履修者の選考、申請者への連絡のほか、教務修学事務関係、教育・研究活動関係等の業務を行うためにのみ利用しません。他の目的に利用し、又は提供することはありません。

別 紙

○履修資格表

履修できる者は、次の1から9のいずれかに該当する者としてします。

No.	要 件
1	大学を卒業した者
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者【大学評価・学位授与機構から学位を授与された者】
3	外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
5	我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
7	文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号） 【文部科学大臣の指定による、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とは次の者をいいます。旧大学令による大学、旧高等師範学校・学校専攻科、高等師範学校・女子高等師範学校、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業訓練大学校、気象大学校などの卒業（修了）者】
8	学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学山陰法実務教育研究センターにおける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
9	本学の山陰法実務教育研究センターにおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

注) 履修資格8又は9により志願をしようとする者については、2020年7月13日（月）～20日（月）までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時までに、下記に問い合わせてください。

島根大学法文学部事務部総務グループ

TEL (0852) 32-9835 FAX (0852) 32-6125